

審査員の資格基準、申請及び登録に関する説明

CEMSAR AA 300

一般財団法人 省エネルギーセンター
エネルギーマネジメントシステム審査員評価登録センター

制定・改定履歴

版番号	年月日	制定、改定内容
00	2011年8月12日	制定
01	2011年12月20日	表3の上段項目の「新規」を「通常」及び「専門的業務経験」に修正
02	2012年2月20日	1項第2パラグラフの「品質審査員又は環境審査員」の前に「CEMSAR AA100で定義される」を追記
03	2012年5月24日	4項に書類提出先の住所及び宛名を追記 6項・登録公表の内容から「審査員の居住する地域」及び「主とする業務分野」を削除し、「登録年月日及び最新更新年月日」を追記
04	2012年11月22日	1 ページ目の前書きの部分を最新の状況に合わせて記載（承認研修コースが設置された等） 3 ページ目の第1パラグラフを最新の状況に合わせて記載
05	2013年2月12日	表2 専門的業務経験者もフォーマルコースの受験対象者としたことによる修正 表3 FA03の名称を「個人的特質」から「個人の行動」に変更（JIS Q 19011:2012の改正による変更）
06	2014年1月1日	1) 特別な要望の表明に関する項目を追加 2) 更新条件の変更に伴う説明の変更
07	2015年1月1日	移転のため、6項の書類の提出先住所変更

審査員の資格基準、申請及び登録に関する説明

この資料は、エネルギーマネジメントシステム審査員（以下、「エネルギー審査員」という。）への登録を希望される方のために、申請の概要を説明するものです。

なお、新たに登録を希望する場合には、研修コースを受講する必要があります。研修コースには、フォーマル研修コース、資格拡大研修コース及び特定研修コースがあります。研修機関により設けられ、CEMSAR が承認したこれらコースについては、CEMSAR ホームページ (<http://www.eccj.or.jp/cemsar/index.html>) 上に公開しています。

1. 資格の種類と資格基準の概要

エネルギー審査員資格には、EnMS 審査員補、EnMS 審査員、EnMS 主任審査員の3種類があり、その概要を表1に記載しています。これらの要件の詳細を、「エネルギーマネジメントシステム審査員の資格基準（CEMSAR AA 100）」として公開していますので必要に応じてご参照ください。

なお、資格の有効期限は3年とし、3年ごとに更新手続を行うことになっています。

表1において、要件の一部は、CEMSAR AA 100 で定義される品質審査員又は環境審査員であることに基づく“資格拡大の場合”、或いはエネルギーマネジメントに関する専門的業務経験に基づく“専門的業務経験に基づく場合”などに分けて記載しています。

表1 エネルギー審査員の種類と要件の概要

	EnMS 審査員補	EnMS 審査員	EnMS 主任審査員	
学歴	中等教育（高等学校）卒業または同等以上の学歴			
研修歴	CEMSAR が承認したエネルギーマネジメント審査員研修コースを修了していること			
筆記試験	上記研修終了後実施される CEMSAR の力量試験に合格していること			
通常の業務経験	技術的、管理的又は専門的立場での業務経験を5年以上有すること（高専卒以上の学歴の場合4年以上）			
エネルギーマネジメント分野の業務経験（及び専門的業務経験）	<p>上記業務経験のうち、2年以上はエネルギーマネジメント分野の知識及び技能に係わる業務経験であること（対象となる業務経験の詳細は、申請書の説明をご覧ください。）</p> <p>なお、特に、エネルギー管理士である場合及び技術士又は電気主任技術者で公的義務による選任に基づく2年以上のエネルギー管理活動実績がある場合は、専門的業務経験として、特定研修コースの受講に基づく資格登録対象となります。</p>			
審査経験	通常の場合	不要	3年以内に4回以上	2年以内に3回以上
	資格拡大の場合		QMS,EMS 審査経験 2年以内に3回以上	QMS,EMS リーダー経験 2年以内に3回以上
	専門的業務経験に基づく場合		特定のエネルギーマネジメント活動（具体的条件は AA 100 を参照してください）に関する経験 3年以内に4回以上	
力量の確認	通常の場合	個人の行動に関し、業務上の関係が1年以上ある所属組織の責任者等の推薦（EnMS 審査員、EnMS 主任審査員についても必要な場合があります。）	審査力量に関し、EnMS 主任審査員の推薦、又は EnMS 審査力量に関するレポートによる確認	リーダー力量に関し、EnMS 主任審査員の推薦、又は EnMS 審査力量に関するレポートによる確認
	資格拡大の場合		EnMS 審査力量に関するレポートによる確認	EnMS 審査力量に関するレポートによる確認
	専門的業務経験に基づく場合			

なお、資格拡大において、EnMS 審査員、EnMS 主任審査員として必要な審査経験は、表 1 のように、QMS（品質マネジメントシステム）、EMS（環境マネジメントシステム）の審査経験となっています。この点について、例えば EMS 審査員の CEAR への登録においては、EMS の審査経験が必須となっていますが、EnMS の審査は、当分の間は QMS、EMS の審査経験によって評価することとしていますので、ご留意下さい。また、力量の確認に関して、当分の間は EnMS 主任審査員による推薦を得ることは難しいことから、審査力量に関するレポートによる確認としていますので、この点についても併せてご留意ください。

2. 研修コースと力量試験

登録を希望される方は、CEMSAR が認定した研修機関において所定の研修コースを修了し、CEMSAR の行う力量試験に合格する必要があります。研修コースには、フォーマル研修コース、資格拡大研修コース、特定研修コースがあり、それぞれ主な受講対象者が異なります。詳細は、「エネルギーマネジメントシステム審査員の資格基準（CEMSAR AA 100）」に記載されていますが、概要を表 2 に記載しています。

表 2 研修コースの種類と受講対象者

コース名	コースの概要	受講対象者		
		一般	品質審査員 又は 環境審査員	エネルギーマネ ジメントの専門 的業務経験を認 められた人
フォー マル コース	①審査の原則、手順及び技法、②EnMS 規格及び関連する基準類、③エネルギー審査員特有の知識及び技能、等のカリキュラムからなり、審査経験の無い受講者の場合でも必要な知識及び技能を習得できることを狙いとするコース。	◎	○	○
資格 拡大 コース	②EnMS 規格及び関連する基準類、③エネルギー審査員特有の知識及び技能、等のカリキュラムを中心とし、QMS 及び EMS 審査員資格を認められた受講者が必要な知識及び技能を習得できることを狙いとするコース。	×	◎	×
特定 研修 コース	①審査の原則、手順及び技法、②EnMS 規格及び関連する基準類、③エネルギー審査員特有の知識及び技能の一部、等のカリキュラムからなり、エネルギーマネジメントの専門的業務経験を認められた人が必要な知識及び技能を習得できることを狙いとするコース。	×	×	◎

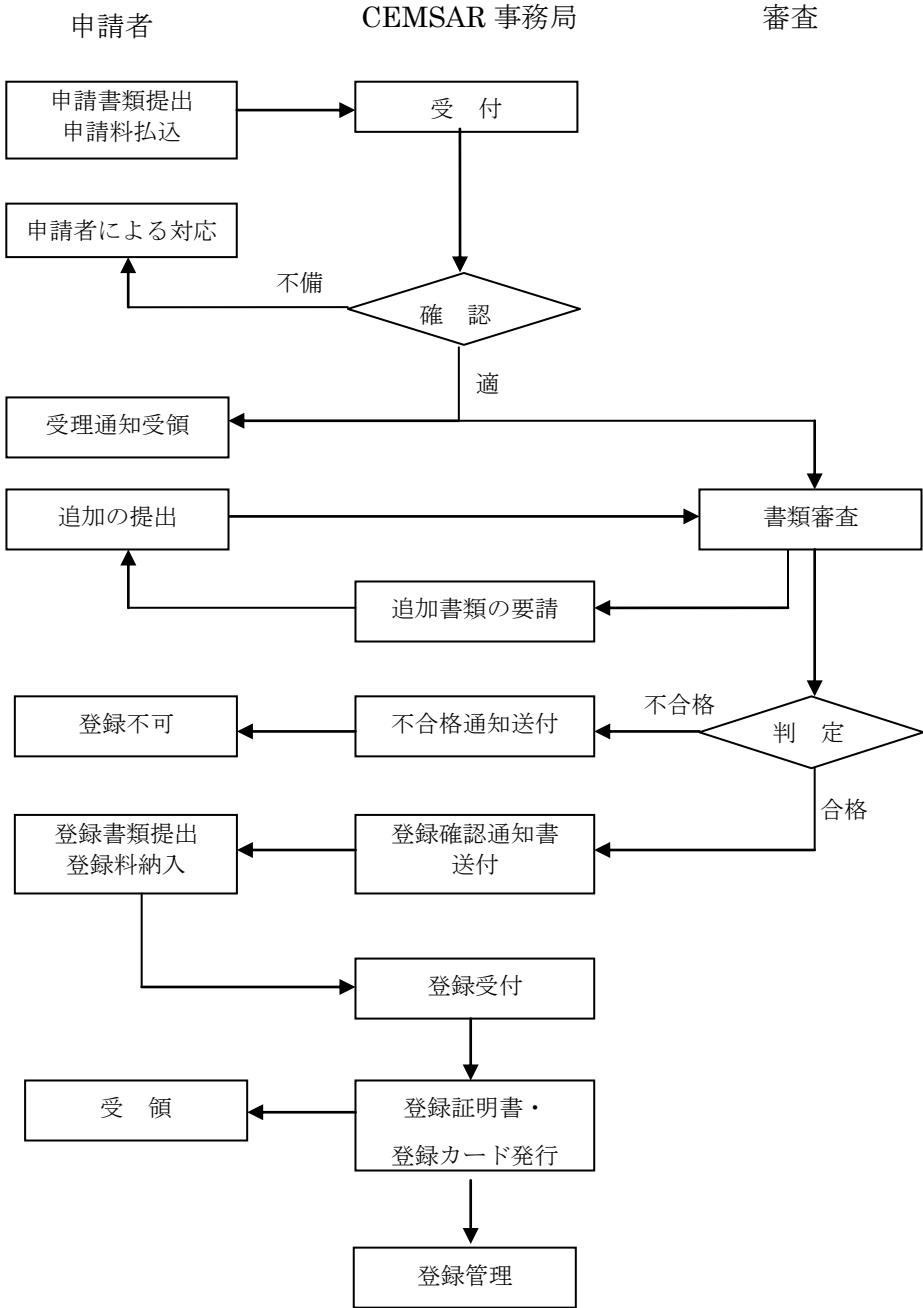
注：◎は推奨コース、○は受講可能コース、×は受講不可コース

力量試験は、研修コース終了後 CEMSAR が研修機関へ実施を依頼して行います。試験問題は、①審査の原則、手順及び技法、②エネルギーマネジメントシステム規格及び関連する基準類、③エネルギー審査員に特有の知識及び技能に関する選択式及び記述式の組合せで、試験時間は 120 分の筆記試験です。また、合格には選択式及び記述式の両方への一定以上の得点が求められます。通常の試験時間で終了することが困難と思われるハンディキャップをお持ちの方は最大 30 分時間の延長が可能な場合がありますので、事前に上記トレーニングを受講する研修機関にご相談下さい。不合格の場合はコース終了日から 12 か月以内であれば、原則として同一研修機関で再受験が可能です（日程、開催場所の関係で他の研修機関で受験することも可能です）。

3. 登録までの概略フロー

申請者の、申請から登録までの手続きの概略フローは、次の図1の通りです。

図1 審査員評価登録手順



4. 申請区分と必要な提出書類

エネルギー審査員の最初の申請に必要な書類を表 3 に、また、資格の登録、維持及び更新に必要な書類を表 4 に記載しています。該当する申請区分について、◎又は○のマークのついた欄の書類を提出してください。

表 3 の通常、専門的業務経験、資格拡大、資格変更及び再登録の申請が行われて、評価により登録可能となった場合、表 4 の登録の欄に従って、登録手続きを行うこととなります。また、表 4 には、登録後の維持及び更新に必要な書類を併せて記載しています。

表 3 において、資格拡大は、品質審査員又は環境審査員であることに基づいて申請するためのもの、また資格変更は、既に登録している人が資格を上の資格（例えば、EnMS 審査員補から EnMS 審査員）へ申請するためのものです。また、“再登録”とは一時的に資格失効していた人が EnMS 審査員補に登録をする場合をいいます。

なお、申請書及び証明資料に不正又は改ざんがあった場合は、資格の取消し・申請受理の停止となりますので注意して下さい。また、資格要件への適合の証明及び説明は、申請を行う人にしていただく必要がありますので、正確かつ分かりやすい申請書類を作成して下さい。

自筆署名は、鉛筆又は消えるボールペン書きは認められません。また、提出された書類等は返却いたしませんのでご注意ください。

表中の（ ）内の記号は、使用する様式の記号です。

書類の提出先は下記の通りです。

〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目 11 番 5 号 五十嵐ビルディング
一般財団法人 省エネルギーセンター
エネルギーマネジメントシステム審査員評価登録センター (CEMSAR)

表 3 登録評価申請に必要な書類*1

	EnMS 審査員補				EnMS 審査員			EnMS 主任審査員			
	通常	専門的 業務 経験	資格 拡大	再 登録	専門的 業務 経験	資格 拡大	資格 変更	専門的 業務 経験	資格 拡大	資格 変更	
申請書 (FA 01、FA 23 又は FA 24)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
添 付 書 類	最終学歴の卒業証明書又はその写し*2	○	○	○		○	○		○	○	
	業務経験及びエネルギーマネジメント分野の業務経験の経歴*3 (FA 04)	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	
	力量試験合格証明書の写し*4	○	○	○		○	○		○	○	
	個人の行動の保証書 (FA 03)	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	
	推薦書 (FA 08) 又は EnMS 審査力量に関するレポート*5 (FA 05)						◎	◎		◎	◎
	品質審査員又は環境審査員登録証の写し			○			○			○	
	エネルギー管理士資格等の写し		○			○			○		
	専門能力の継続的開発 (CPD) 実績の記録 (FA 10)				◎						
	有効な審査実績一覧 (FA 06) 及び有効な審査実績記録*5*6 (FA 07)、又は EnMS 審査力量に関するレポート*5 (FA 05)					◎	◎	◎	◎	◎	◎
	有効な審査実績記録に添付すべき証明資料*5					○	○	○	○	○	○
	返信用葉書 (宛先記入) : 受理通知用*7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請料金払込記録の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

表4 登録、維持及び更新に必要な書類

	EnMS 審査員補			EnMS 審査員			EnMS 主任審査員		
	登 録	維 持	更 新	登 録	維 持	更 新	登 録	維 持	更 新
申請書 (FA 21 又は FA 22)		◎	◎		◎	◎		◎	◎
誓約書 (FA 02)	◎		◎	◎		◎	◎		◎
顔写真 (縦 45mm×横 36mm)	◎		◎	◎		◎	◎		◎
専門能力の継続的開発 (CPD) 実績の記録 (FA 10)		◎	◎		◎	◎		◎	◎
審査実績記録 (FA 07) 又は更新における模擬 審査問題への解答*8						◎			◎
異議・苦情報告書*9 (FA 09)		◎	◎		◎	◎		◎	◎
登録確認通知書*10	◎			◎			◎		
返信用葉書 (宛先記入) : 受理通知用*7	○	○	○	○	○	○	○	○	○
登録料金納入記録の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注)

- *1 : 要求書類のほかに申請者が必要と認める場合は、申請内容を具体的に証明又は説明する資料を添付して下さい。資料には、右肩に番号を付け申請書のどの項目に該当する資料かを明確にしてください。出版物やビデオ等については、表紙・タイトル・目次等の部分のコピーを提出し、現品は添付しないで下さい。
- *2 : 卒業証書の写しでも可です。結婚により現在と姓が異なる等姓名が一致しない場合は、確認するための資料 (例えば、戸籍抄本など) の写しを添付して下さい。
- *3 : 特定研修コースの受講に基づく資格申請の場合は、専門的業務経験に関する記載が必要です。
- *4 : CEMSAR の力量試験を受験し合格した人に対して発行される力量試験合格証明書の写しを添付して下さい。
- *5 : 有効な審査実績一覧、有効な審査実績記録、EnMS 審査力量に関するレポート及び添付すべき証明資料は区分によって記載内容が異なるので、ご注意ください。
- *6 : EnMS 審査員及び EnMS 主任審査員についての新規、資格変更の場合には、有効な審査実績記録のなかの審査能力 (又はリーダー能力) 習得の証明欄への記載が必要です。
- *7 : 申請書に e-mail アドレスを記載し e-mail で受理通知をご希望の方は不要です。
- *8 : 更新における模擬審査問題への解答は、当初の更新の申請には必要ありませんが、実績の提出がない場合には、模擬審査問題が出題されるので、指定の期日内に解答を提出して下さい。

*9：過去1年間の EnMS 審査員としての活動に対して異議・苦情をうけた場合に、そのことを記載するものです。

*10：合格の旨及び登録内容を記載した登録確認通知書を CEMSAR から送付しますので、そのうちの記入用の部分に必要な事項を記入して提出してください。

5. 申請・登録に必要な費用

エネルギー審査員の申請・登録には、別途公開している料金表による料金が必要です。表3に記載された評価申請に対する料金と、表4に記載された項目（登録、維持及び更新）に対する料金は、別になっていますのでご注意ください。

申請・登録にあたっては、所定の料金を指定の銀行口座に振込み、振込み記録の写しを申請書に添付してください。振込みの際の手数料は申請者にてご負担をお願いします。

(評価申請に関する料金の振込先)

銀行名	みずほ銀行
支店名	第五集中支店
預金種別	当座預金
口座番号	2651131
口座名義	一般財団法人省エネルギーセンター

(登録、維持及び更新の料金の振込先)

銀行名	みずほ銀行
支店名	第五集中支店
預金種別	当座預金
口座番号	2651132
口座名義	一般財団法人省エネルギーセンター

6. 登録公表の内容

登録完了した審査員で、公表に同意が得られた方については、CEMSAR のホームページで当該審査員の登録を公表します。公表内容は下記の事項です。

- (1) 登録番号
- (2) 氏名（ふりがな）
- (3) 資格の種類（審査員補、審査員、主任審査員）
- (4) 登録年月日及び最新更新年月日

7. 特別な要望の表明

申請に際して、提出する書類などに関し、法規などを根拠とする特別な要望がある場合には、CEMSAR にその旨を表明することができます。この場合には、CEMSAR はその妥当性を考慮してその要望への対応を検討し、その要望の表明者に通知します。